

速記録（平成十一年一月二十九日 第二九回口頭弁論）

事件番号 平成四年(ワ)第二〇七五号・平成五年(ワ)第二二二五号・平成六年(ワ)第二三〇

八号

本人氏名 廬 ■ 相

原告ら代理人（新谷）

二年前に、昨日この裁判で証言された李金珠さんから浮島丸事件について質問されて、あなたの答えを書き取っていただいたということがありましたか。

はい。

甲B第四九号証を示す

この調査票をあなたは読みましたか。

はい。

二年前の十一月一二日ごろにさっきの聞き取り調査があったということではないですか。

はい。

右上に署名欄がありますけれども「廬 ■ 相」、これはあなたが書かれたんです

か。

そうではありません。

これはだれが書かれましたか。

代理人が書きました。

代理人というのは李金珠さんですか。

はい。

ここの書かれてる内容はあなたの話したことがそのまま書かれていましたか。

違うところもございます。

例えば二番の答えですけれども、そこに「妹 弟」というのがありますけれども、これはこのとき生まれてられないということでしたね。

はい、そうですから違います。

あと一箇所、人の名前が違うというところがありましたね。

はい。

あなたがこの裁判で遺骨の返還を求めてられる廬奇善さんというのはあなたとの関係でいうとあなたのお兄さんですね。

はい。

廬■相さん自身のことを少し聞きます。お生まれは一九四一年四月一五日、現在五八歳ということでしょうか。

はい。

現在は全羅北道全州市にお住まいですね。

はい。

全州市には小さいときからずっと住んでいるんですか。

そうではありません。

あなた、以前はどこにお住まいでしたか。

全羅北道鎮安で生活しました。

甲B第一五号証を示す

あなたはこの戸籍謄本の上段、上のほうの漢字は読めますか。

読めません。

だけど住所とか知っている人の名前の漢字は読めますか。

はい、親の名前の漢字は読めます。

さっき住んでたとおっしゃってた場所、以前住んでた場所、鎮安郡というのは本籍欄記載の「全羅北道鎮安郡」、ここにお住まいでしたか。

はい、そうです。

今は工事現場で働いてられるそうですね。

はい。

だけど以前はこの鎮安郡におられたときは何をされてましたか。

農作業でした。

日本が植民地支配をしていたときから解放された直後は、あなたの家族はどういう構成でしたか。

お父さんとお母さん、お姉さん、私、それと妹、妹は解放の年に生まれました。

今述べられた五人の家族で鎮安郡で農業をされてたということですね。

はい。

今現在の盧さんの御家族というのはどういふふうになってますか。

私と妻、それから子供四人、男の子二人、女の子二人です。

甲B第一五号証の戸主欄の「盧賢叔」、これはあなたのお父さんでしょうか。

はい、お父さんです。

日本が韓国を植民地支配してた時代に日本国が朝鮮人に日本風の名前をつけたということは知っていますか。

私は幼いころだったので知りません。

でもそういうことがあったという歴史は知っていますか。

後から大人になって人から聞きました。

あなたのお父さんとかお兄さんがどんな日本名をつけられたかということは知らないんでしょうか。

はい、知りません。

あなたのお父さんの戸籍の上段の記載事項を見ますと、あなたのお父さんはこれは檀紀と表記されていますが、西暦では一九五四年五月に亡くなられたという事になってますね。

はい。

ところが一九五四年五月にお父さんが亡くなられたというのは正しいですか。

お父さんは秋に亡くなりました。

あなたがお幾つのときに亡くなられましたか。

私が一一歳のころでした。

一一歳というのは満年齢で数えてですか。

当時一一歳と言われました。

この戸籍の記載だとあなたが一三歳のころに亡くなったということになってるんですが、じゃあこれは事実とちょっと違うときの記載がされているということですよ。

はい、そうです。

この除籍の謄本によると、一九六一年にあなたがお父さんの死亡届をしたことになってます。あなたはお父さんの死亡届を出したことがありますか。

私は出したことはありません。多分お母さんが村の人に頼んでそのように出したと思います。

一九六一年、あなたが二〇歳のころにお父さんの死亡届を出したという記憶は

ありませんね。

はい。

甲B第一五号証の妻欄、「李小阿其」とありますがこれはあなたのお母さんですか。

はい。

戸主欄の上段の記載には、あなたのお父さんが國本小阿基と婚姻届出と記載されてるんですが、お母さんの日本風の名前が國本だったということは聞いたことありませんか。

知りません。

國本という名前は一度も心当たりはないですか。

はい、ございません。

お母さんはいつお亡くなりになられましたか。

一九九〇年に亡くなりました。

甲B第一五号証の二ページ目ですが、長男の欄に「奇善」とあります。これがあなたが遺骨を求められているお兄さんですね。

はい。

生まれたときが大正九年になってます。あなたより二〇歳余り年上だったといふふうに聞いていますか。

はい、そうです。

あなた自身がこの奇善さんというお兄さんと遊んだり何か一緒にした、接触したという記憶はありますか。

そんなことはありません。

廬奇善さんの上段を見ますと、これも檀紀ということとで年号が記載されていますが、訳本によるとお兄さんは一九五二年一月二〇日に死亡ということになっています。それから亡くなられた場所もこの本籍地で死亡したということになっていますんですが、この記載は事実でしょうか。

そうではありません。

一九五二年というと、あなたは一一歳ですよ。

一一歳のころお父さんが亡くなりました。

お父さんが亡くなったところにお兄さんは生きていましたか。

うちにはいませんでした。お母さんの話によりますと、お兄さんは日本にいて戻ってないので生きてるか死んでるか分からないというふう
に言われてました。

あなた一一歳のころの記憶というのは大体今でも残っていますか。

はい、残ってます。

同じく盧奇善さんの戸籍によると、一九六一年九月にあなたがお兄さんの死亡届を出したことになってます。あなたは死亡届を出しましたか。

ございません。

お兄さんの出生届のところを見ますと、お兄さんの出生届は昭和一八年にされています。それからあなたの出生届も昭和一八年七月、同じときにされています。韓国では生まれてから二〇年もたってから出生届を出すということはよくあることですか。

今なら罰金されますが、昔はどうなってたか知りません。だけれども戸籍を見ますと、お父さんが浮浪していて鎮安に落ち着いて、私が生まれてからお兄さんの出生届と一緒に出したと思います。

先ほどあなた、妹さんがおられるとおっしゃいましたけども、妹さん戸籍に載っていないんですね。

はい、そうです。これは除籍謄本で出てないんですけれども、別の戸籍には出てます。

今まで韓国の政府とか役所からお兄さんが死んだという通知がなされたことはありませんか。

ございません。

甲B第四九号証を示す

三番のところでお兄さんのことについて「生還者の話では」というふうにあります。

はい。

あなたがお兄さんの話を聞いた生還者というのはどなたですか。

一緒にいて同じ船に乗ったという孫■培氏という人です。

平成五年(ワ)第二二二五号の訴状添付の原告目録を示す

(70)ですが、今おっしゃった孫■培さんというのはこの名前ですか。

はい。

孫■培さんの話では、お兄さんと孫■培さんは一緒に日本へ行ったということですか。

その話は聞いておりませんが、日本から韓国に帰るとき同じ船に乗ったんですけれども、戻って見たらお兄さんは戻ってこないでその船で死んだのではないかと行ってました。

そもそも孫■培さんの話をいつごろあなたは聞きましたか、何年前に聞きましたか。

今から六年前だと思います。

孫さんの話を実際に会って面と向かって直接聞いたんですか。

はい、そうです。金■珍氏がこの事件のことを私に言っていましたので、彼と一緒に行ってその話を聞きました。

平成五年(7)第二二二五号の訴状添付の原告目録を示す

(54)ですが、あなたが今言われた一緒に行った金■珍さんというのはこの漢字でしょうか。

はい。

金■珍さんの住所、全羅北道鎮安郡
、これはあなたが以前住
んでられた■里の近くですか。

はい、そこから近いところです。

どれぐらい離れたところですか。

私の家から金■珍氏の家までは一キロ、そして私の家から孫■培氏の家までも一キロ離れています。

孫さんから聞いた話のことを聞きますね。孫さんとあなたのお兄さんは青森で一緒に働いてたということですか。

仕事を一緒にしたということは知りませんが、船と一緒に乗ったことは言っていました。

調査票でとてもお腹がすいていたと、労働をしたというふうに書いてられるんだけれども、この話は違うのかな。

お兄さんとは会ったこともないから私には。

孫さんがあなたにお兄さんを見たと言ったわけでしょう。

仕事を一緒にしたかどうかは分かりませんが、そこで見たということとは聞きました。

孫さんから聞いたお話をもう一回言ってもらおうということですからね。孫さんがお兄さんが青森で働いているところを見たといってたわけですね。

はい、見たと言いました。

孫さんはあなたのお兄さんと同じ船に乗ったと言ってたわけでしょう。

はい。

孫さんはその船にほかにだれが乗っていたというふうに言っていましたか。

お兄さんのことに関してだけ聞きましたので、ほかのことは聞いておりません。

孫さんとお兄さんが一緒に乗った船はどこからどこへ向かう船でしたか。

それはよく知りません。

孫さんはその船がどうなった、沈んだのかちゃんと港に着いたのか、どういふふうにご話をされましたか。

船に乗ってきたんだけれどもその船が帰る途中に沈んで、彼は生きて

戻ったんだけれどもお兄さんは戻ってないので死んだだろうと言っていました。

その船が沈んだのは孫さんが日本へ帰る途中だというふうに言っていたんですね。解放以後、家に帰る途中でした。

孫さんはその船の名前をあなたに話しましたか。

船の名前は聞いてませんでした。

沈んだ場所がどの辺りかということは聞いてましたか。

舞鶴と聞きました。

あなたはその孫さんの話を聞いて初めて記憶がないお兄さんの消息を知ったということですか。

お兄さんが死んだという消息は初めてです。

孫さんと会う前は日本へ行ったまま戻ってこないと、生きているか死んでいるかも分からないと思っていたということですね。

はい、そうです。

10ですが、「いっしょに行った李■栄氏」というふうになってますが、これは間違ってるんですね。

はい、間違いです。

本当はだれと孫さんのところに行ったんですか。

金■珍氏です。

金さんはだれの遺骨の返還を求めていますか。

彼のおじの遺骨です。

あなたと金さんとはどういう御関係になりますか。

私のお姉さんのだんなです。

孫さんのところへ話を聞きにいかうと誘ったのはあなたですか、金■珍さんですか。

金■珍氏です。

金さんはなぜ孫さんのことを知ったんでしょうか。

同じ国境の隣部落で住んでましたので知ってました。

金さんはだれかから孫さんの話を聞いたんではないんですか。

私は知りませんが、金■珍氏が孫さんのところへ行きましようと言つて行きました。

金さんはだれから金さんのだれか知ってる人から孫さんの名前を聞いたんではないんですか。

はい、そうだと思います。

あなたは新聞でこの事件のことをだれかが裁判を起こしたんだということを知ったんですよね。

この話は全部金■珍氏から聞いて知ってます。

金■珍さんのだれかお知り合いの方が裁判を起こしたんじゃないですか。

金■珍氏は全■烈氏から聞きました。

全■烈さんというのは昨日この裁判で話をした人ですか。

はい。

金■珍さんは全■烈さんから孫さんの話を聞いたんではないんですか。

それはよく知りません。

金さんは前から孫さんのことを知ってたんですね。

はい、知ってました。

孫さんがあなたのお兄さんや金さんのおじさんのことを知っているという話は六年前初めて知ったわけでしょう。

孫氏に関しては分かりませんが、私たちのことに関しては六年前からです。

六年前、あなたは孫さんから話を聞いて初めてお兄さんが死んだことを知ったんでしょう。

はい。

金■珍さんもそのときおじさんが死んだことを初めて知ったんですか。

金さんのところのことはその以前から知っていたかどうか私には分かりません。

金さんと全■烈さんはどういう御関係ですか。

ずっと前から知っていた関係だと思えます。金さんは農産物を生産し、全さんはそれを販売する仕事で長年前から知っていた関係だと思えます。

孫さんの話を聞いてからどこか役所に相談に行かなかったんですね。

はい、ございません。

何でお兄さんが死んだことに役所に相談に行くとかしなかったんですか。

自分が知識がないので、どこに行ってもどう対応すればできるかということを知りませんでした。

あなたのお父さんはあなたが一一歳のころに亡くなられたということでしたね。

はい。

お父さんが亡くなられて、家の経済状態はどういうふうになりましたか。

当時お兄さんもいなかったし、お父さんが亡くなりましたので、家の状態というのは言葉で表せません。

当時は農業でしたよね。

はい。

自分で畑とか田んぼ所有してたんですか、借りてたんですか。

人から借りた小作農でした。それから焼き畑を作って農作業をしてま

した。

お母さんはお兄さんが帰ってこないということをごのようになげいていましたか。

いつも涙で年月を送りました。人の息子を見ても自分の息子かと思ひ、あるときは精神錯乱状態までいきました。

あなたは学校はどこまで行きましたか。

小学校三年初めごろで終わりました。

お兄さんがおられたら学校に行けたのにと思ふことはありませんか。

はい、たくさんそう思いました。

あなたが今の全州市に引越されたのも関係がありますか。

私が余りにも勉強する機会がなかったので、私の子供たちにはもうちょっと勉強させようとして都会である全州市に引越しました。

あなたが返還を求めている遺骨の話を聞きます。この事件の犠牲者の遺骨が今日本でどのような保管状態、どこにあるのか、どういう状態かというのは知っていますか。

知りません。

日本国ではこの事件の犠牲者の遺骨がいわゆる分骨といって複数の死没者の骨からなるものが一つの骨箱に納められているということだそうですが、そのことは聞いたことがありますか。

聞いたことはありません。

もしあなたのお兄さんの遺骨というのが分かって、その場合にほかの人の御遺骨も入っている可能性がある、そういう場合であっても返還を求めますか。

はい、要求します。

ほかの人のお骨であっても要求する理由は何ですか。

みんな私の祖国、同胞の遺骨でありますので韓国に返らなければなら
ないと思います。

原告の代理人、こちらの弁護士サイドで証拠として出しているのに死没者名簿
というのがあるんです。そのこちらの出している証拠の中に、あなたのお兄さ
んの名前は載ってないということを知っていますか。

はい、知っています。

日本国、被告、相手方のほうですけど、日本国も死没者名簿を持っています。ところが日本国はその名簿を公開してくれませんか。このことについてはどう思いますか。

公開してくれなければならぬと思います。

最近やっと日本国は名簿を一部公開しようとし出しました。だけどあなたのように例えば戸籍で死亡の年月日が違うというような場合には、本籍は見せてもらえないそうです。ただ名前は見せてくれるそうです。あなたはお兄さんの日本名を知っていますか。

知りません。

あなたはお兄さんの本籍は分かりますか。

現在の戸籍謄本にあるものと同じだと思いますけれども、その以前はどうなっているかは私は知りません。

甲B第一五号証を示す

お兄さんが亡くなられたころの本籍というのはここに記載されている「全羅北道鎮安郡」ですよね。

これも多分人に頼んでしたので私には分かりませんが、その前もほかのところ放浪して落ち着いたと思います。

お兄さんの本籍地はあなたが以前住んでたこの場所にあると思いませんか。

そうは思っておりません。

お兄さんの本籍地はどこにありますか。

それは私も分かりません。

でも一九五二年にここで死んだというふうになってるでしょう、ここじゃないですか。

私の考えなんですけれども、お父さんの死亡届を出そうとしたときお兄さんの死亡届も一緒に出したと思いますけれども、人に頼んだのでどのようなにかは私は知りません。

だからお兄さんの本籍は亡くなられたときは、あなたと同じところにあったということになってるんですが、それでいいんじゃないですか。

そのときそこで一緒に暮らしてもいませんでした。

だけどこの戸籍には廬■相さんと廬奇善さんは同じ戸籍に入っていますけれども

も。

私の親が当時政府から戸籍を作らないといけなと言われてたから、このように作ったと思います。

だからお兄さんが日本に行ってる間は、あなたのお父さんとお母さんとあなたとお兄さんは全部同じ戸籍に入ったんでしょ。

はい、そうです。

死んだ人の戸籍だけを別の場所に移すという習慣は韓国にはありますか。同じでしょ。

はい、そうです。

(以上 立作みか)

原告ら代理人（新谷）

あなた、お兄さんの日本名は分かりませんよね。

はい。

お兄さんの韓国でいた場所、本籍地は分かりますね、あなたと同じですね。

戸籍上にはそのようになっております。

じゃ、あなた、浮島丸で死んだ人の名簿を見るときに、お兄さんの名前はなくても本籍を見ればお兄さんではないかと推測できるんじゃないですか。

はい。

あなたとしては日本名を知らないから本籍が知りたいということになりますかね。

……。

お兄さんの遺骨を捜すために必要な情報ではないんですか。

はい、そうですけれども、戸籍はここに出している上はございません。

今まであなた日本の政府の職員の方から浮島丸事件について調査をされたりあるいは報告を受けたということはありませんか。

ごさいません。

日本政府が遺骨を返すために努力をしてないということについてはどう思っていますか。

それはよくないことだと思います。

あなたのお考えで、なぜ日本政府が今まで遺骨を返そうとしないと考えますか。昔の過ちを隠そうとしていると思います。

最後に、あなたがこの裁判で日本政府に対して遺骨の返還と損害の賠償を求めている、言いたいことがあれば最後に話してください。

まず、お兄さんのことだけじゃなくて、この事件で亡くなった大勢の人たちの犠牲者たちの真相を明らかにしてください。人を殺して今まで謝罪もしていない日本政府に対して謝罪と補償を求めます。私のお兄さんだけのことじゃなくて、こっちで亡くなった韓国人の遺骨全部を韓国に返還してほしいんです。以上です。

あなたの今の気持ちとか、あなたがこの裁判をしていることを子供さんにも話をしていますか。

子供にはまだ言っていないんですけれども、妻には言っておきました。これから私たちの子孫代にこの話を伝えていきたいと思えます。

裁判官（井戸）

あなたは六年前まで孫さんという人は知らなかったんでしょうか。

はい。

あなたが引越す前は孫さんとは近所にお住まいだったわけではないんですか。

はい、そうです。

裁判長

反対尋問をどうぞ。

被告指定代理人（岸）

ありません。

（以上 中島 ケイ）

京都地方裁判所第一民事部

裁判所速記官

立作 みか

裁判所速記官

中島 ケイ

